

強度行動障害支援者養成研修(指導者研修) 研修のねらい

令和7年度

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室

強度行動障害の施策の経過

昭和55年

令和3年

施設入所支援

昭和55年 第1種・第2種自閉症児施設

- 平成5年 強度行動障害者特別待遇事業
- 平成10年 強度行動障害特別加算費
- 平成18年10月 重度障害者支援加算(Ⅱ)(15点以上)
- 平成26年4月 重度障害者支援加算(Ⅱ)(8点以上→支援区分10点以上)
- 平成27年4月 重度障害者支援加算(Ⅱ)(研修義務付 体制加算+個人加算)

利用者	H23.4 2432人	H24.4 8667人	R1.12 19,670人	R2.12 21,054人
施設数	308施設	638施設	892施設	939施設

在宅・地域サービス

- 平成5年 知的障害者 ガイドヘルパー制度
- 平成15年 移動介護
- 平成18年 市町村地域生活支援事業・移動支援事業

利用者	H19.11 3204人	H20.4 3296人	H22.1 4528人	R1.12 11,824人	R2.12 11,159人
事業所数	739事業所	901事業所	1,787事業所	1,811事業所	

- 平成17年 行動援護開始(対象者基準 てんかん+他9項目において10点以上)
- 平成18年10月行動援護(区分3以上 てんかん他11項目において10点以上)
- 平成20年4月行動援護(区分3以上 てんかん+他11項目において8点以上)
- 平成26年4月行動援護(支援区分3以上 てんかん+他11項目において10点以上)
- 平成26年4月重度訪問介護 対象拡大(区分4以上 てんかん+他11項目において10点以上)
- 平成30年4月重度訪問介護 訪問先の拡大(入院中のコミュニケーション支援)

短期入所	H23.4 780人	H24.4 1164人	R1.12 5,407人	R2.12 4,584人
共同生活援助	113人	399人	3,316人	3,818人

- 平成18年10月短期入所・共同生活援助 重度障害者支援加算
- 平成27年4月短期入所・共同生活援助 重度障害者支援加算(研修義務付・拡充)
- 平成30年4月中サービス支援型グループホームの創設

○令和3年4月(主なもの)
 重度障害者支援加算(Ⅱ) アセメント期間の見直し
 90日間+700単位 → 180日間+500単位
 グループホーム 区分6以上 → 区分4以上
 生活介護 施設入所支援の外部通所者に算定可
 障害児支援 個別サポート加算(Ⅰ)(Ⅱ)新設 等

拠点専門的

平成14年
自閉症・発達障害
支援センター創設



平成17年
発達障害者支援センター

平成26年 発達障害者地域支援マネジャー

平成25年	平成26年	平成27年	令和3年
-------	-------	-------	------



「強度行動障害」に関する対象者の概要

「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

「支援の対象者」については

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」（障害児の場合は「強度行動障害判定基準表」）の合計点数が10点以上（障害児は20点以上）の場合に対して手厚い支援（下記の図参照）が提供される。

令和4年度に開催された「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」において、支援人材のさらなる専門性の向上、日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策、状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方等について提案された。

検討会報告も踏まえ、令和6年度報酬改定では、受入拡大や支援の充実の観点から、新たに行動関連項目18点以上（障害児は30点以上）の場合のより高い段階の加算や、状態が悪化した者に対するアセスメントや環境調整を行う「集中的支援」に係る加算を創設する等の対応を行った。

行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者 (国民健康保険団体連合会データ)

のべ122,525人（令和6年10月時点）



重度訪問介護※1
1,413人



行動援護
16,224人



重度障害者支援加算 I	※2	7,603人	(内、18点以上※3 18人)
重度障害者支援加算 II		4,115人	(内、18点以上※3 3人)
重度障害者支援加算 II		26,301人	(内、18点以上※3 205人)
重度障害者支援加算 III		8,479人	(内、18点以上※3 19人)



共同生活援助

重度障害者支援加算 I	※2	8,171人	(介護型6,913 + 日中S型1,258) (内、18点以上※3 49人 (介護型49 + 日中S型0))
重度障害者支援加算 II		7,154人	(介護型6,167 + 日中S型987) (内、18点以上※3 14人 (介護型14 + 日中S型0))



重度障害者支援加算 II	21,173人 (内、18点以上※3 71人)
重度障害者支援加算 III	16,405人 (内、18点以上※3 38人)

障害児入所施設

重度障害児支援加算※4	福祉型	148人	: 医療型 0人
強度行動障害児特別支援加算	福祉型	加算 I : 13人	+ 加算 II : 3人

児童発達支援

放課後等デイサービス
保育所等訪問支援
居宅訪問型児童発達支援

強度行動障害児支援加算

強度行動障害児支援加算 I	494人 + 加算 I : 4,647人 · 加算 II : 89人
強度行動障害児支援加算 II	93人
強度行動障害児支援加算 III	0人

(※1) 利用者の内、知的障害者の数（平成26年度からは、重度訪問介護についても、行動援護等の基準と同様の対象者に対して支援を提供することが可能となっている）。

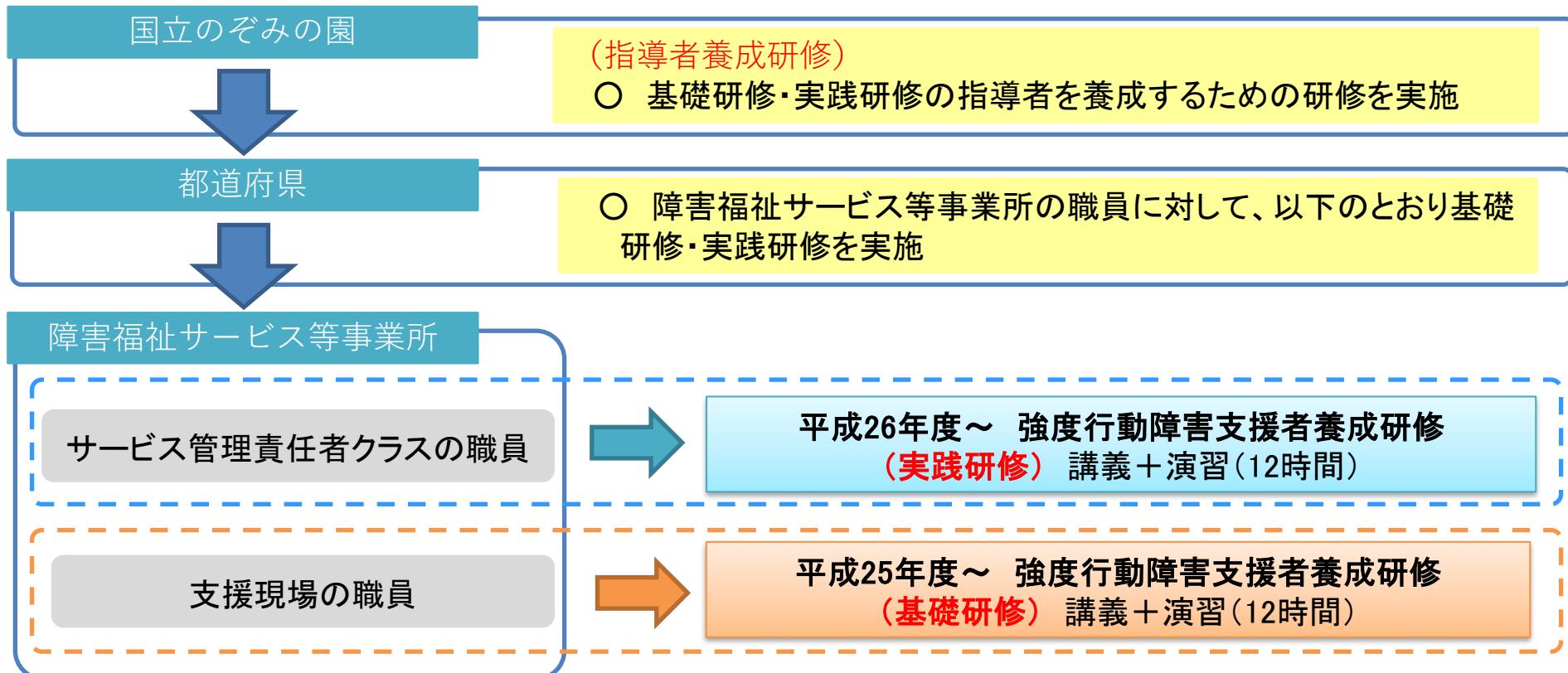
(※2) 短期入所の重度障害者支援加算 I 及び共同生活援助の重度障害者支援加算 I には、区分6かつ、I類型(人工呼吸器)、II類型(最重度知的障害)、III類型(行動障害)が含まれるが、その内訳は不明。

(※3) 中核の人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合に算定。

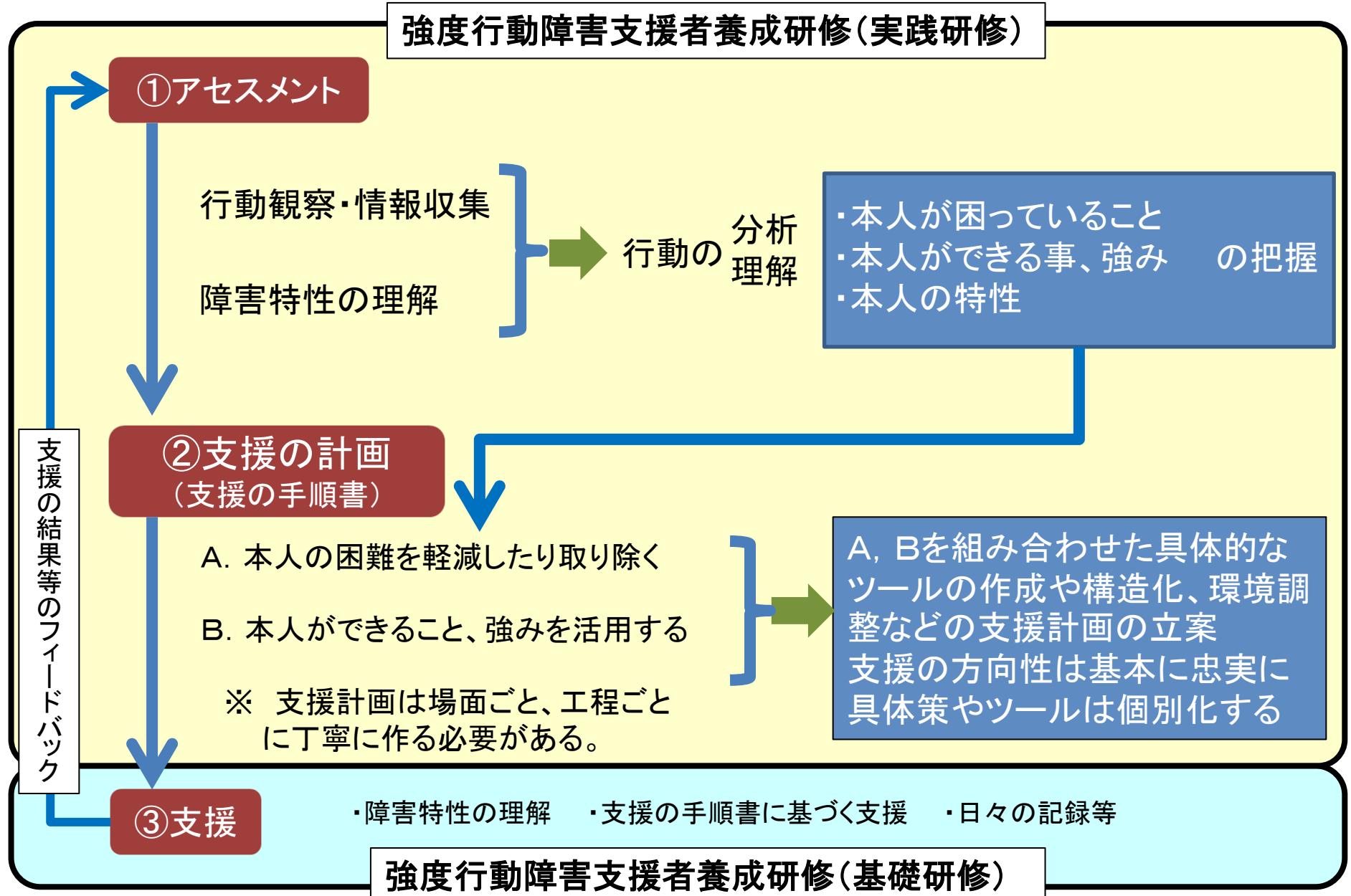
(※4) 障害児入所施設の重度障害者支援加算は主として知的障害児・自閉症児を入所させる場合であって、強度行動障害支援者養成研修終了者を評価する加算を算定している人数。

強度行動障害支援者養成研修について

- 強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。
- 一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施しているところ。



強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(実践研修)の位置づけ



強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（実践研修） 研修修了者数

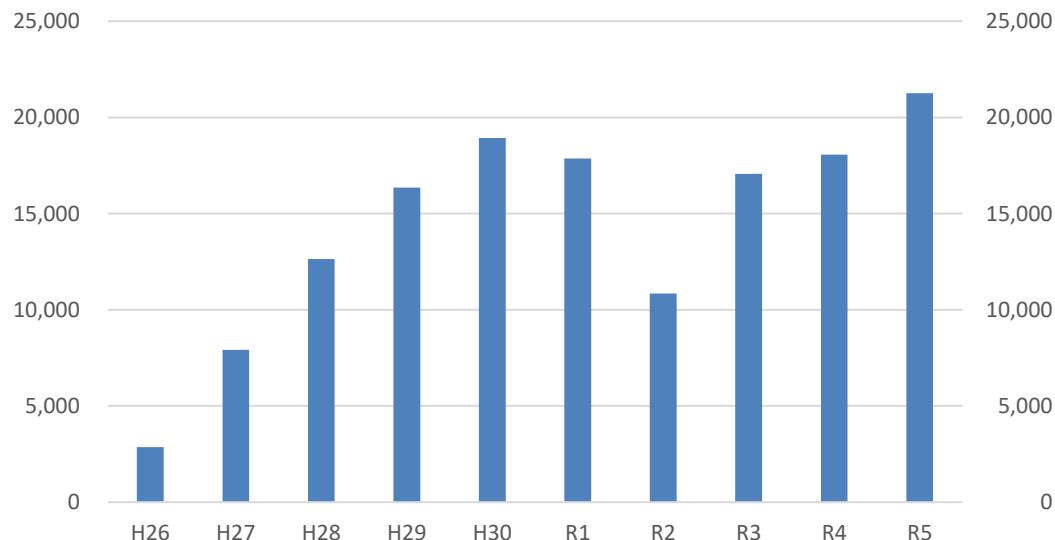
基礎研修（人数）

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
2,868	7,920	12,647	16,345	18,933	17,863	10,847	17,061	18,072	21,259	143,815

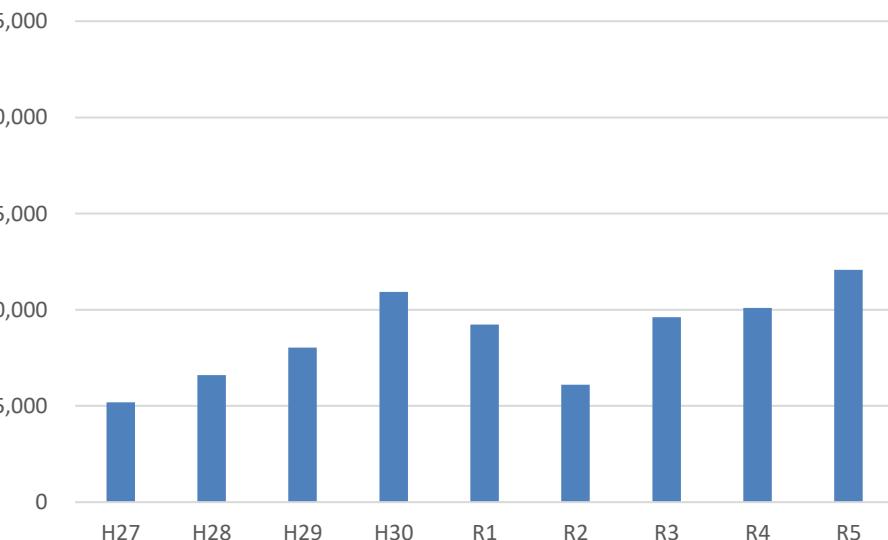
実践研修（人数）

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
	5,184	6,611	8,028	10,928	9,229	6,107	9,610	10,102	12,074	77,873

基礎研修



実践研修



強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会

第133回障害者部会 (R4. 10. 17) 資料

1. 趣旨

- 自閉症や知的障害の方で強度行動障害を有する者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困り事が著しく大きくなつて行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援の継続的な提供が必要である。現状では、障害福祉サービス事業所では受入が困難なために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲のある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もある。
- このような状況や社会保障審議会障害者部会報告書（令和4年6月）における指摘を踏まえ、強度行動障害を有する者の地域における支援体制の在り方、支援人材の育成・配置について検討するため、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」を開催することとする。

2. 検討事項

- 強度行動障害を有する者の地域における支援体制の在り方
- 強度行動障害を有する者の支援人材の育成・配置
- 適切な支援を行うための評価基準の在り方

4. 構成員

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 會田 千重 | (独)国立病院機構肥前精神医療センター 療育指導課長 |
| ◎市川 宏伸 | (一社)日本発達障害ネットワーク 理事長 |
| 井上 雅彦 | (一社)日本自閉症協会 理事 |
| 田中 正博 | (一社)全国手をつなぐ育成会連合 専務理事 |
| 橋詰 正 | (特非)日本相談支援専門員協会 理事・事務局 次長 |
| 樋口 幸雄 | (公財)日本知的障害者福祉協会 副会長 |
| ○日詰 正文 | (独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部 部長 |
| 福島 龍三郎 | (特非)全国地域生活支援ネットワーク 理事 |
| 松上 利男 | (一社)全日本自閉症支援者協会 会長 |
| 渡邊 亘 | 札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課
自立支援担当課長 |
- ◎座長、○座長代理 (五十音順・敬称略)

3. 開催状況

第1回検討会（令和4年10月4日）

- 主な検討事項について
- 今後の検討の進め方等について

第2回検討会（令和4年10月25日予定）

- 実践報告

※ 月1、2回程度開催

令和5年3月を目途にとりまとめ予定

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要①～

1. 支援人材のさらなる専門性の向上

- 強度行動障害の障害特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援※をチームで行うことを基本として、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要。
※標準的な支援とは個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援
- 標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援を中心となる中核的人材(仮称)の育成※が必要。
【求められるスキル】・自閉スペクトラム症の特性・学習スタイルを説明できる・構造化の意味を説明できる・機能的アセスメントが実施できる
・家族の不安等を理解し共感に基づく信頼関係が構築できる・特性を活かした支援を提案できる等
※強度行動障害を有する者の支援に取り組む各事業所に配置される想定で育成
- 困難事例について中核的人材等に対して指導助言が可能な、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材(仮称)※の育成が必要。
【求められるスキル】・地域の事業所を支え対応力を強化する・地域の支援体制づくりを牽引する・支援マネジメント、組織マネジメント等
※地域の強度行動障害を有する者の人数等の地域実態を踏まえて、都道府県等の広域で必要数を想定して育成
- 地域における支援者が互いに支え合い連携して支援を行うことや、率直な意見交換や情報共有等の取組を進めるため、人材ネットワークの構築が必要。

2. 支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能の在り方

- 市町村は、本人とその家族の支援ニーズを適切に把握して支援につないでいくこと、（自立支援）協議会の場を活用しながら地域の支援体制の整備を進めていくことが重要。その際、支援につながっていない本人、家族を把握、フォローしていくことが重要。
- 相談支援事業所、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の相談支援機関が、それぞれの役割や強みを活かしながら、相談支援やサービス等に係る調整を行っていくことが重要。
 - ・相談支援事業所…支援のコーディネート・マネジメント
 - ・基幹相談支援センター…地域の相談支援事業所への後方支援（対応が難しい事案の対応）
 - ・発達障害者支援センター…基幹相談支援センターや相談支援事業所に対して個別事案への対応も含めて助言等により支援

3. 日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策

- 通所系サービス（主に生活介護）、短期入所、訪問系サービスが地域で安定的に提供されるよう体制の整備を進めていくことが重要。
※強度行動障害の状態によって、通所系サービスに通えない状況となった場合、必要な期間において、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援による個別支援の活用が有効。
- 強度行動障害を有する者の居住の場として、グループホームにおける受入れの体制整備を進めていくことが必要。
【利点】・少人数の生活であり生活環境や支援内容を個別化しやすい・一人一人の特性に合わせやすい・通所系サービスや行動援護を利用して個別の外出ができる等
【課題】・少ないスタッフで支援するため、行動障害の状態が悪化した場合に応援体制が取りにくい・心理面も含めたスタッフの負担が大きい等
- 障害者支援施設では、地域移行に向けた取組を進めつつ、標準的な支援や建物・設備環境を含めた支援力を一層向上することが必要。
【期待】地域の支援体制の中で、行動障害の状態が悪化した者を集中的に支援する必要がある場合の受入れや、緊急の短期入所等
【課題】それぞれの障害特性に見合った環境を提供することが難しい場合がある等
- 本人、家族が地域で安心して生活できるよう、市町村は地域生活支援拠点等の整備と緊急時対応や地域移行等の機能の充実に取り組む※ことが重要。
※日頃からの支援ニーズの把握が必要。また、入所施設や居住系事業所だけでなく、支援に慣れた職員がいる通所系事業所等の活用も進めていく必要。
- 障害支援区分認定調査における行動関連項目の評価が適切に行われるよう、認定調査員の強度行動障害に関する理解の促進を図ることが重要。
- 行動関連項目の合計点が非常に高い者等、支援が困難な状態像の者がサービスの受入れにつながっていない状況も踏まえ、受入拡大や支援の充実の観点から、より高い段階を設定して、報酬面に反映していくことが必要。

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要②～

4. 状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方

- 強度行動障害を有する者が状態の悪化により在宅やグループホームにおいて生活が難しくなった場合には、障害特性や行動の要因分析等の適切なアセスメントを行い有効な支援方法を整理した上で環境調整を集中的に実施し、状態の安定を図る「集中的支援」の取組※を進めることが必要。
※市町村が主体となり、（自立支援）協議会等を活用して地域全体で本人や家族、事業所を支え、状態の安定につなげていくことが重要
集中的支援の実施にあたっては、本人、家族に対し十分に説明を行い、同意を得ることや、一定の期間を設定し地域で支えていく体制が重要
- 集中的支援の具体的な方策としては、以下のようなものが考えられる。
 - ①広域的支援人材が事業所等を集中的に訪問等してコンサルテーションを実施※、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進めていく方策
※広域的支援人材の派遣に対してインセンティブ等を設定し、人材を派遣することに積極的に協力してもらうための工夫が必要
 - ②グループホームや施設入所、短期入所を活用して、一時的に環境を変えた上で、適切なアセスメントを行い、有効な支援方法を整理した上で元の住まいや新たな住まいに移行する※方策
※在宅の場合や、グループホーム等に入居したまま対応することが困難な場合等を想定。集中的支援後の移行先の確保が課題であり、送り出した事業所が集中的支援後の受入体制整備のための広域的支援人材によるコンサルテーションを受けることを条件として設定する等、地域の中で受入先を確保する仕組みを構築しておくことが必要
- 集中的支援については、支援ニーズや専門性のある人材の実情を踏まえれば、各都道府県・指定都市や圏域単位といった広域で実施体制を整備※していくことを基本とすることが考えられる。この場合であっても、各市町村における地域の支援体制と連動させて、全ての地域を漏れなく支援できるよう、体制を構築することが必要。
※一旦状態が改善しても、周囲の環境の変化の中で再度状態が悪化することもある。地域の中で市町村が中心となって継続的にフォローする体制を整備することが必要

5. こども期からの予防的支援・教育との連携

- 幼児期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが、将来の強度行動障害の状態の予防につながると考えられる。幼児期からこどもの強度行動障害のリスクを把握し、家族を含めてライフステージを通して地域生活を支えていく体制づくりが必要。
- 幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、福祉と教育が知的障害と発達障害の特性に応じて一貫した支援を連携して行い、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させない支援を提供していくことが必要。
- 在宅の強度行動障害を有する児を支援するため、専門性を有する人材が、家庭や事業所、学校、医療機関等を訪問して調整を行ったり、複数の事業者の定期的な連携会議に参加して情報共有する等、ライフステージや関係機関の支援を隙間のないような形でつないでいく取組を進めることも重要。

6. 医療との連携体制の構築

- 強度行動障害の状態の背景にある疾患や障害を医療により完全に治すことは難しく、医療の充実と併せて、福祉や教育と連携した支援を進めることが必要。
- 精神科病院への入院については、移行先を見据えた介入を行い、入院中から福祉との連携を行うことが重要。また、入院の長期化を防止する観点からも、精神科医療における標準的支援の実践を進めていくことが重要。
- 強度行動障害を有する者が身体疾患の治療を受けられる体制づくりを進めていくことが必要であり、治療に係る負担も踏まえた報酬上の評価について検討を進めることが必要。また、日頃から福祉と医療の相互の連携を強化していくことが重要。

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

第45回 (R6. 2. 6) 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料より抜粋

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。

（現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎

研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可
（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算（共通）】

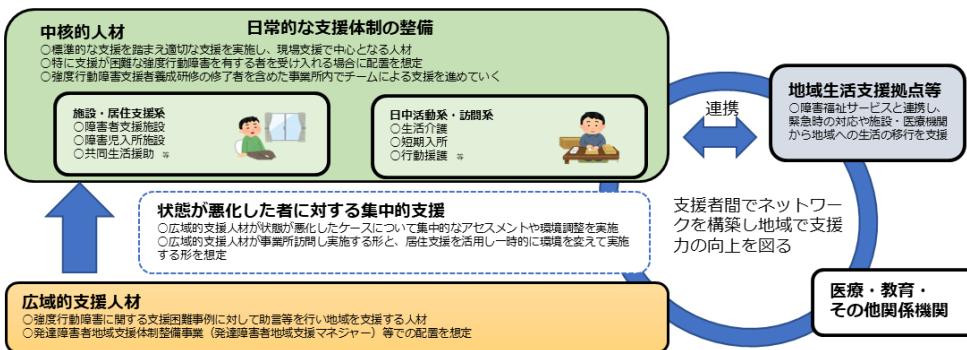
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位／回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位／日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置	【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置			区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置	【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
生活介護・ 施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位
							初期 +200単位

③行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動援護の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合 （現行） 407単位 → （見直し後） 437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合 （現行） 1,940単位 → （見直し後） 1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。

- ・ 医療・教育等の関係機関との連携
- ・ 行動関連項目18点以上の者の受け入れ
- ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

- 【新設】有資格者支援加算 60単位／日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

- 【新設】外部連携支援加算 200単位／回（月4回を限度）

障害児支援における強度行動障害を有する児への支援の充実

第45回（R6.2.6）障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料より抜粋

児童発達支援・放課後等デイサービス

- 放課後等デイサービスの個別サポート加算（I）について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別サポート加算（I）》 [現行] 100単位／日

※著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアーズの高い（就学時サポート調査表で13点以上）児に対して支援（主として重症児除く）

[改定後] ケアーズの高い障害児に支援 90単位／日

同 基礎研修修了者を配置し支援 120単位／日

著しく重度の障害児に支援 120単位／日
(主として重症児除く)

- 強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》 [現行] 155単位／日

※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援

[改定後] (I) (児基準20点以上) 200単位／日

(II) (児基準30点以上) 250単位／日 (※放デイのみ)
加算開始から90日間(+)500単位／日

※実践研修修了者（IIは中核的人材）を配置し、支援計画を作成し支援

※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算（I）広域的支援人材による支援：1000単位／日（月4回まで）も創設

保育所等訪問支援

- 強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価

新設《強度行動障害児支援加算》200単位／日

※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

障害児相談支援

- 強度行動障害を有する児へ相談支援を行った場合に評価

《行動障害支援体制加算》

[現行] 35単位／月

実践研修を終了している
相談支援専門員を配置し公表

[改定後] (I) 60単位／月

強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して
指定障害児相談支援を実施

(II) 30単位／月
現行通り

障害児入所施設

- 強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件を整理し評価を見直すとともに、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置等を求めた上で評価を見直す

《強度行動障害児特別支援加算》

[現行] 781単位／日

加算開始から90日間(+)700単位／日

[改定後] (I) (児基準20点以上) 390単位／日

(II) (児基準30点以上) 781単位／日 ※90日間(+)700単位は変更なし

※加配・設備要件を緩和。IIについて中核的人材を配置

※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算（I）広域的支援人材による支援：1000単位／日（月4回まで）

（II）他施設等からの受入れ：500単位／日（いずれも3月以内）も創設

(参考) 強度行動障害を有する者への標準的な支援

(強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書(令和5年3月30日)より)

- (中略)強度行動障害を有する者への支援にあたっても、知的障害や自閉スペクトラム症の特性など個人因子と、どのような環境のもとで強度行動障害が引き起こされているのか環境因子もあわせて分析していくことが重要となる。こうした個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整していくことが強度行動障害を有する者への支援において標準的な支援である。

課題となっている行動の例

- ・先の見通しが持てず何度も予定を確認する
- ・音に敏感で騒がしい部屋に入れない
- ・「拒否」が伝えられず他者を叩いてしまうなど

本人の特性

自閉スペクトラム症や知的障害など個々の障害特性

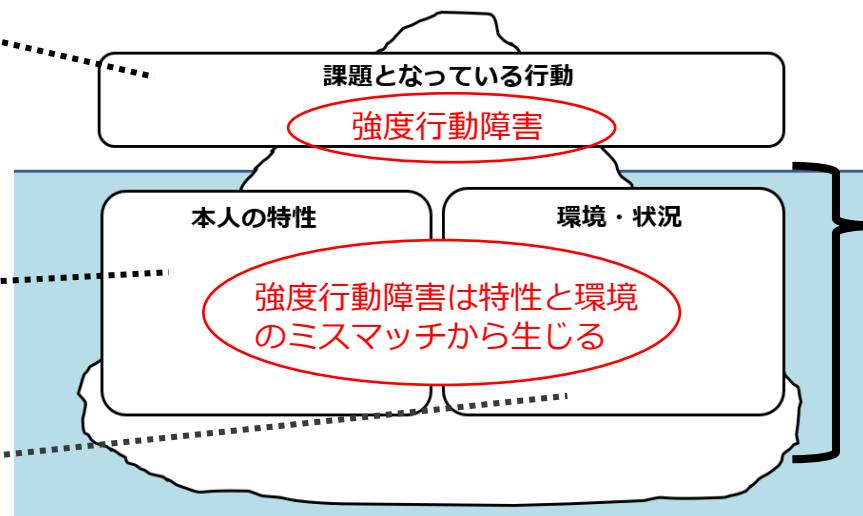
環境・状況

困り感やストレスの要因となっている環境や状況

氷山モデル

見えてる行動だけに着目せず行動の背景を考えることが重要

*強度行動障害支援者養成研修より



標準的な支援

障害特性を踏まえた*機能的アセスメントを行い、強度行動障害を引き起こしている環境を調整する

*機能的アセスメント
課題となっている行動がどのような意味(機能)をもっているか調べる

アセスメントに基づく支援計画を立て、実施し、実施内容を評価して次の支援につなげる

予防的支援の重要性

(強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書より)

- 予防的観点を込めて標準的な支援を行うことが必要
- 強度行動障害を引き起こさなくても良い支援を日常的におこなうことが重要
- 支援者、家族、教育等の関係者が、標準的な支援の知識を共有し、地域の中に拡げていくことが重要

中核的人材について

- 強度行動障害の障害特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援※をチームで行うことを基本として、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要。※標準的な支援とは個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援
- 標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材の育成が必要

中核的人材

【役割】

標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言を行い、強度行動障害を有する児者の受入体制の強化を行う。

【求められるスキル】

- ・標準的な支援
- ・チーム支援
- ・環境調整のアセスメント、計画立案、実施
- ・機能的アセスメントに基づく支援計画立案、実施
- ・QOL向上に向けた支援

障害者支援

【重度障害者支援加算】
生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合に加算する。

障害児支援

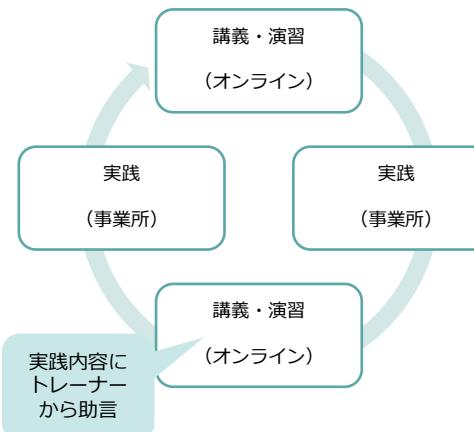
【強度行動障害児支援加算等】
放課後等デイサービス・障害児入所施設（福祉型・医療型）において、児基準30点以上の児に対して、中核的人材の助言を受けて実践研修修了者が作成する支援計画シート等に基づく支援を行った場合に加算する。

参加

中核的人材養成研修

- 講義を受講後、学んだ内容を事業所に持ち帰って実践することを繰り返しながら中核的人材に求められるスキルを学ぶ体験型研修。
- 研修指導者（トレーナー）、補助指導者（サブ・トレーナー）が演習の中で取り組んだ実践に助言を行い実践力の向上を図るとともに、顔の見える関係を作り支援者ネットワーク構築を推進する。

体験型研修（イメージ）



研修カリキュラム

標準的支援の講義 環境調整のアセスメントの演習	1.5h
チーム支援の講義 アセスメントの振り返りの演習	2.5h
環境調整のプロセスの講義 アセスメントの演習	2.5h
環境調整に係る計画の策定の講義	2.5h
環境調整の実践の振り返りの演習	2.5h
機能的アセスメントの講義 個別支援計画の作成の演習 生活の質の向上の講義	2.5h
実践の振り返りの演習	3h

今後の中核的人材の育成について

- 点数が非常に高い強度行動障害を有する児者を受け入れている事業所が1,500ヶ所程度と推計されている
- 質の担保し適切な人材養成のため、令和8年度までは国立のぞみの園が主体となって実施し、令和9年以降は引き続き検討していく



令和6年度

令和7年度

令和8年度

のぞみの園で研修実施し全都道府県に修了者を配置

のぞみの園が新たに複数地域で研修実施（予定）

のぞみの園が複数地域で研修実施（予定）

養成数を順次拡大

状態が悪化した強度行動障害を有する者への集中的支援

- 在宅やグループホーム等で行動上の課題が頻発するなど状態が悪化したケースについて、広域的支援人材を活用した集中的なアセスメントと環境調整により状態の改善を図る。実施方法としては、広域的支援人材が事業所を訪問して実施する「事業所訪問型(集中的支援加算(Ⅰ))」と居住支援系サービスを活用し実施する「居住支援活用型(集中的支援加算(Ⅱ))」の2つの加算を設定。

(1)集中的支援の実施要請と都道府県への依頼



強度行動障害を有する児者であり、状態が悪化し、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者

集中的支援を自治体に申請

支給決定自治体

集中的支援の必要性と、基準に適当しているか確認(障障発0319 (1)-②※)
*事業所を利用している場合、当該事業所と検討

申請時に相談支援支援事業所等と連携・協力が望ましい

(2)集中的支援の実施の調整(都道府県等)

都道府県・指定都市等
(発達障害者支援体制整備事業を活用可能)
名簿管理・管内の市町村等への情報共有(様式1-1,1-2)
広域的支援人材と居住支援活用型の集中的支援実施施設の選定
(障障発0319 3-(1)-①ア～ウ 3-(2)-①ア～ウ)

広域的支援人材から
開始時に集中的支援実施計画
終了後に実施報告書
を受け取り集中的支援の実施
状況を確認

(3)広域的支援人材による集中的支援の実施

事業所訪問型の集中的支援
集中的支援加算(Ⅰ)を算定可
広域的支援人材に適切な額の費用の支払い

広域的支援人材

集中的支援

広域的支援人材が計画に基づき、事業所と協力し以下を実施する
・アセスメント
・環境調整の実施
・フォローアップ
3月以内の期間で1月に4回の訪問が限度

居住支援活用型の集中的支援

(実施施設)
施設入所支援・短期入所・障害児入所施設
複数の都道府県等に登録可
集中的支援加算*(Ⅰ)と(Ⅱ)算定可
*(Ⅰ)の扱いは事業所訪問型と同様

(4)集中的支援の修了

自治体
*居宅支援活用型の場合は受け入れ事業所に支給決定

相談支援事業所

集中的支援の計画に合わせ必要に応じてサービス等利用計画を変更

強度行動障害を有する者の地域支援体制（イメージ）

※強度行動障害を有する児を含む

国

広域での支援人材に係るネットワーク構築、人材育成
支援体制構築に関するノウハウ支援
地域生活支援促進事業等を通じた財政的支援
強度行動障害支援に関する情報収集・調査研究

都道府県

都道府県／政令市
支援人材に係るネットワーク構築、強度行動障害に係る
研修受講者の把握、人材育成
集中的支援の実施体制整備
近隣市町村が連携した支援体制構築や（自立支援）協議会や発達障害者支援地域協議会等を活用した広域での支援体制整備

市町村

強度行動障害を有する者やその家族の支援ニーズの把握
関係機関が連携した支援体制の構築
(自立支援)協議会や要保護児童対策地域協議会等を活用しながら支援体制整備
必要なサービスの支給決定

国、都道府県、市町村がそれぞれの役割に応じ連携しながら支援体制を構築

国立のぞみの園

広域的支援人材の育成／中核的人材の育成

養成

広域的支援人材
強度行動障害に関する専門的知見を基に集中的支援で指導助言を行う人材

訪問

訪問

居住支援系サービス
集中的支援（居住支援活用型）

利用

サポート

養成

発達障害者支援センター
広域的支援人材のサポート
スーパーバイズ・コンサルテーションを実施する体制の整備

体制整備の支援

障害福祉サービス事業／障害児支援

強度行動障害を有する者に日常的な支援を提供
個々の障害特性と行動の機能をアセスメントし、環境要因を調整する支援の実施（標準的な支援）
予防的支援の実施

強度行動障害支援者養成研修修了者

チームで支援

中核的人材
事業所内で指導助言を実施

相談支援事業所／ 基幹相談支援センター

関係機関の連絡調整
集中的支援前後のコーディネート
アセスメント情報を関係機関で周知

地域の関係機関が連携して強度行動障害を有する者と
その家族を支える支援体制を構築

医療機関
精神科医療／一般医療の提供

教育機関
個々の障害特性を踏まえた教育

地域生活支援拠点等
緊急対応／移行支援

支援者間でネットワークを構築し、地域の支援力向上を図る

「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」の一部改正について（障発0428第2号）

本事業の受講対象者に、障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害の有する児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等を追加することで、教育と福祉が連携しライフステージを通じて一貫した支援の促進を図る。

【こども期からの予防的支援・教育との連携】※強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書より抜粋
「幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、福祉と教育が、知的障害、自閉スペクトラム症等の発達障害の特性に応じて、共通の理解に基づき一貫した支援を連携して行うこと、また、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなどの行動上の課題を誘発させない支援を提供していくことが必要である。強度行動障害が重篤化する前にアプローチすることが重要であり、特別支援学校と児童発達支援センターや放課後等デイサービス等が連携して支援にあたる体制づくりを進めることが必要である。」

改正後	現行
<p>3. 研修対象者等</p> <p>(1) 基礎研修</p> <p>(ア) 研修対象者</p> <p>原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者<u>又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等</u>とする。</p> <p>なお、<u>特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援にあたる体制づくりを進めること</u>を趣旨としていることから、<u>障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加すること</u>。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p>	<p>3. 研修対象者等</p> <p>(1) 基礎研修</p> <p>(ア) 研修対象者</p> <p>原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者とする。</p> <p>(イ)～(ウ) (略)</p>

強度行動障害に関する通知

6 強度行動障害を有する者への支援について

- (1) [PDF 強度行動障害を有する児者への地域の支援体制整備の促進について \[492KB\] ↗](#)
- (2) [PDF 中核的人材養成研修の実施について \[120KB\] ↗](#)
- (3) [PDF 強度行動障害支援者養成研修事業の実施について \[324KB\] ↗](#)
- (4) [PDF 状態が悪化した強度行動障害を有する児者の集中的支援の実施に係る事務手続きについて \[428KB\] ↗](#)
- (5) [PDF 地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について \[458KB\] ↗](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hattatsu/index.html

